

令和 7 年 9 月 8 日

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社小又建設、大館桂工業株式会社、株式会社石川組に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
① 株式会社小又建設	青森県上北郡七戸町字森ヶ沢 59-4
② 大館桂工業株式会社	秋田県大館市御成町 3-7-17
③ 株式会社石川組	秋田県鹿角市十和田大湯字中田 1-3

### 2 指名停止措置期間：

- ① 令和 7 年 9 月 8 日～令和 7 年 11 月 7 日（2 ヶ月）
- ② ③令和 7 年 9 月 8 日～令和 7 年 10 月 7 日（1 ヶ月）

### 3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

### 4 事 実 概 要：

- ① 株式会社小又建設の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約 56.3 トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和 7 年 7 月 2 日、猪苗代署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕され、同年 7 月 23 日に地検会津若松支部に廃棄物処理法違反の罪で起訴された。
- ② 令和 4 年 5 月 27 日、下請として入場した秋田県鹿角市の解体工事現場で、脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、大館桂工業株式会社の現場代理人ほか 2 名は、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人と共に虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和 7 年 4 月 21 日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、同年 6 月 24 日、大館桂工業株式会社に対し罰金 20 万円、現場代理人ほか 2 名に対し罰金 10 万円の判決が確定した。
- ③ 令和 4 年 5 月 27 日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者である大館桂工業株式会社の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人は、下請事業者の現場代理人と共に虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和 7 年 4 月 21 日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、同年 6 月 24 日、株式会社石川組の現場代理人に対し罰金 20 万円の判決が確定した。

5 指名停止措置理由：

上記のこととは、いずれも「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表第2第16号に該当する。

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

別表第2 － 抜粋 －

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内